

香川県条例第47号

香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(遺族の範囲及び順位)</u></p> <p><u>第2条の2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族</u></p> <p><u>(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの</u></p> <p><u>2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。</u></p> <p><u>3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。</u></p> <p><u>4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。</u></p> <p><u>(1) 職員を故意に死亡させた者</u></p> <p><u>(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき</u></p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 略</p>

者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 退職手当は、その支給を受けるべき者から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 次条及び第4条の11の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第7条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 略

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第4条の2において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第10条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条の3 略

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場

(一般の退職手当)

第2条の2 略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 略

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第4条の2第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条の3 略

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第5条の2第4項、第6条第3項又は第11条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職

合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第5条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第10条第1項若しくは第12条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第7条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(17) 略

(18) 第6条第2項に規定する場合における先の特定地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の特定地方公務員としての引き続いた在職期間

(19) 略

(退職手当の調整額)

第4条の10 略

2・3 略

4 略

(1) 退職した者（第6号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 退職した者のうち自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

の日以前の期間及び第6条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(17) 略

(18) 第5条の3第2項に規定する場合における先の特定地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の特定地方公務員としての引き続いた在職期間

(19) 略

(退職手当の調整額)

第4条の10 略

2・3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号及び第3号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 退職した者のうち自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの

0

(6) 略

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第4条の11 第4条の2第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第4条の2、第4条の3及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(勤続期間の計算)

第5条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 略

5 略

(3) 略

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第4条の11 第4条の2第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第4条の2、第4条の3及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(勤続期間の計算)

第5条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）又は職員以外の地方公務員（常時勤務に服することを要する者に限る。）（以下「国家公務員等通算職員」という。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の国家公務員等通算職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等通算職員としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の国家公務員等通算職員としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の

(1) 職員が、第17条第2項の規定により退職手当を支給されないで国家公務員等通算職員となり、引き続いて国家公務員等通算職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員等通算職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) 略

6 略

7・8 略

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第5条の2 略

2・3 略

4・5 略

基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

(1) 職員が、第11条の規定により退職手当を支給されないで国家公務員等通算職員となり、引き続いて国家公務員等通算職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員等通算職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) 略

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

7・8 略

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第5条の2 略

2・3 略

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が同項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員となった場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6・7 略

(勤続期間の計算の特例)

第6条 略

(予告を受けない退職者の退職手当)

第7条 略

(失業者の退職手当)

第8条 略

(勤続期間の計算の特例)

第5条の3 略

(退職手当の支給制限)

第6条 第2条の2及び第4条の11の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
- (3) 地方公務員法第37条第2項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

2 一般の退職手当のうち、第4条の10の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条第1項及び第4条の3の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第7条 略

(失業者の退職手当)

第8条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職し

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) 略

2～17 略

(定義)

第9条 この条から第16条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第16条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの条から第16条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則

た職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他知事が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

(2) 略

2～17 略

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、

で定める機関)をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの条から第16条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関)をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を県公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、

祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第9条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第10条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第4項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により退職手当を支給する場合その支給を受ける者が、既に第8条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第8条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項、次条第2項及び第14条第1項において同

(退職手当の支給の一時差止め)

第10条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分

3 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第8条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第8条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第10条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合に

6 一時差止処分を受けた者に対する第8条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

7 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

8 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

9 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

10 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、知事が定める。

つては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第10条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 香川県行政手続条例(平成7年香川県条例第5号)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第10条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額

(退職手当の返納)

第10条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第8条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。

(1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であつ

(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第8条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

5 香川県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第10条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第14条 死亡による退職をした者の遺族に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第10条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第10条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

た場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による一般の退職手当等の額の返納に関し必要な事項は、知事が定める。

3 香川県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第5項又は前条第3項において準用する香川県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事

事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相

続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

- 7 第10条第2項並びに第13条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 香川県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第13条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(諮問)

第16条 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、第12条第1項第3号若しくは第2項、第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）について、調査審議を行うものとする。

- 2 退職手当管理機関は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。
- 3 人事委員会は、第12条第2項、第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第17条 職員が退職した場合（第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となった

(国家公務員等通算職員となった者の取扱い)

第11条 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によって引き続いて国家公務員等通算職員となった場合において、その者の職員としての勤続

ときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によって引き続いて国家公務員等通算職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、国家公務員等通算職員に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により国家公務員等通算職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 3 職員が第5条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が同項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員となった場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(実施規定)

第18条 略

附 則

- 10 前項の場合において、先に職員として在職した者であって、昭和29年9月30日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて国家公務員等通算職員となったものについては、第17条第2項の規定により退職手当を支給されないで国家公務員等通算職員となったものとみなして同項の規定を適用する。

期間が、国家公務員等通算職員に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により国家公務員等通算職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支払)

- 第12条 退職手当は、退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 2 一般の退職手当等は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(実施規定)

第13条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 10 前項の場合において、先に職員として在職した者であって、昭和29年9月30日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて国家公務員等通算職員となったものについては、第11条の規定により退職手当を支給されないで国家公務員等通算職員となったものとみなして同項の規定を適用する。

13 昭和29年9月30日に現に在職する職員、同日に現に国家公務員等通算職員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第11項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は国家公務員等通算職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は国家公務員等通算職員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第4条の4まで、第4条の7から第4条の11まで、条例第16号による改正前の第5条の2第2項及び附則第15項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第15項に規定する職員又は国家公務員等通算職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第15項において例による附則第13項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号）附則第3項並びに条例第16号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 略

22 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第10条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

13 昭和29年9月30日に現に在職する職員、同日に現に国家公務員等通算職員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第11項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は国家公務員等通算職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は国家公務員等通算職員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の2から第4条の4まで、第4条の7から第4条の11まで、条例第16号による改正前の第5条の2第2項及び附則第15項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第15項に規定する職員又は国家公務員等通算職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第15項において例による附則第13項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号）附則第3項並びに条例第16号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 略

22 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

（香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当)	(退職手当)

第15条 略

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)～(3) 略

3・4 略

5 前各項に定めるもののほか、退職手当の基準については、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の規定の例による。

第15条 略

2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第12条の規定により解雇された者

3・4 略

（香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、退職手当の基準については、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の規定の例による。</u></p>	<p>(退職手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者 (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第12条の規定により解雇された者 <p>3・4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例の規定、第2条の規定による改正後の香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部改正)

- 3 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例(昭和36年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与等の支給方法)</p> <p>第8条 給与、旅費及び退職手当の支給方法は、一般職の職員の例による。 この場合において、職員の給与に関する条例第14条の7中「任命権者」とあり、及び香川県職員退職手当条例第10条から第16条までの規定中「退職手当管理機関」とあるのは、「知事」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(退職手当に関する特例措置)</p> <p>7 常勤の監査委員の受ける退職手当の額については、当分の間、第6条第5項の規定にかかわらず、香川県職員退職手当条例第2条の4の退職手当の調整額は、加算しない。</p>	<p>(給与等の支給方法)</p> <p>第8条 給与、旅費及び退職手当の支給方法は、一般職の職員の例による。 この場合において、職員の給与に関する条例第14条の7並びに香川県職員退職手当条例第10条の2及び第10条の3中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(退職手当に関する特例措置)</p> <p>7 常勤の監査委員の受ける退職手当の額については、当分の間、第6条第5項の規定にかかわらず、香川県職員退職手当条例第2条の2の退職手当の調整額は、加算しない。</p>

(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和37年香川県条例第41号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>3 適用日の前日に在職する職員で新条例第2条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職(公務上の死亡以外の死亡による退職で知事が定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>附 則</p> <p>3 適用日の前日に在職する職員で新条例第2条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職(公務上の死亡以外の死亡による退職で知事が定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 新条例第4条の7又は第4条の8の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第4条の2の規定により計算した退職手当の額と新条例第2条の4、第3条、第4条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の10までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(2) 新条例第4条の7又は第4条の8の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第4条の2の規定により計算した退職手当の額と新条例第2条の2、第3条、第4条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の10までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

- 5 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和40年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
(退職手当に関する特例措置)	(退職手当に関する特例措置)
7 教育長の受ける退職手当の額については、当分の間、第5条の規定にかかわらず、香川県職員退職手当条例第2条の4の退職手当の調整額は、加算しない。	7 教育長の受ける退職手当の額については、当分の間、第5条の規定にかかわらず、香川県職員退職手当条例第2条の2の退職手当の調整額は、加算しない。

(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
2 改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和47年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第5条第5項、 <u>第5条の2並びに第17条第3項及び第4項</u> の規定は、昭和48年5月17日（以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。	2 改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和47年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第5条第5項及び <u>第5条の2</u> の規定は、昭和48年5月17日（以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。
6 <u>適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分</u> の規定に該当する退職をし、かつ、	6 <u>適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関す</u>

その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第4条の3並びに条例第41号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第41号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定にかかわらず、その者につき条例第41号による改正前の香川県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

16 附則第11項に規定する者又は附則第13項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第41号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額

(2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき規則で定める利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

19 新条例附則第13項及びこの条例附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第13項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職

る部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第4条の3並びに条例第41号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第41号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定にかかわらず、その者につき条例第41号による改正前の香川県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

16 附則第11項に規定する者又は附則第13項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の2及び第4条の11の規定による退職手当の額は、新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第41号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額

(2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

19 新条例附則第13項及びこの条例附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第13項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職

員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含み、新条例附則第13項第2号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた新条例の規定による退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき規則で定める利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

33 附則第11項、附則第13項、附則第17項又は附則第21項から前項までの規定（以下この項において「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）及び附則第25項の規定の適用を受ける者（同項の規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額については、附則第16項の規定を準用する。この場合において、附則第16項第2号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含み、新条例附則第13項第2号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた新条例の規定による退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

33 附則第11項、附則第13項、附則第17項又は附則第21項から前項までの規定（以下この項において「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）及び附則第25項の規定の適用を受ける者（同項の規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の2及び第4条の11の規定による退職手当の額については、附則第16項の規定を準用する。この場合において、附則第16項第2号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

7 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額（同日に、職員</p>	<p>附 則</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額（同日に、職員</p>

の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第22項から第24項まで、第26項及び第30項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、附則第10項の規定による改正後の条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正後の条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 職員のうち新条例第5条第5項、第5条の2第1項から第3項まで及び第6条第2項の規定により新条例第4条の3第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第5条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取

の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第22項から第24項まで、第26項及び第30項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、附則第10項の規定による改正後の条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正後の条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 職員のうち新条例第5条第5項、第5条の2第1項から第3項まで及び第5条の3第2項の規定により新条例第4条の3第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第5条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間とし

り扱われるべき期間」と、「額）」とあるのは「額）に相当する額として規則で定める額」とする。

て取り扱われるべき期間」と、「額）」とあるのは「額）に相当する額として規則で定める額」とする。